

Point

J R 東海 労 大 阪 修 繕 車 両 所 分 会 分 会 情 報
No. 195 2014. 03. 13.
発行責任者 乾 眞規
編集責任者 教 宣 部

関西支社へ申し入れ！

操縦・操車の資格取得・養成等について

2月に入ってから、大阪修繕車両所において責任事故やヒューマンエラーが連続して発生しました。今回の責任事故やヒューマンエラーの原因の一つとして、会社による操縦・操車の資格取得時の養成等に問題があるのではないのでしょうか。

操縦・操車の資格取得や資格に基づく作業は、クレーンや玉掛け、フォークリフトなどの資格取得や資格に基づく作業とは大きく異なります。責任事故やヒューマンエラーを防止するには、現在会社が行っている操縦・操車の養成等の方法を見直すべきであると考えます。よって、大阪修繕車両所分会は関西地本を通じて以下の申し入れを行いました。

記

1. 現在、大阪修繕車両所において連続して発生している事故やヒューマンエラーの原因と対策を明らかにすること。また、会社の評価を明らかにすること。
2. 大阪修繕車両所に組織改正されてからの操縦・操車の資格取得者の人数と年齢構成を明らかにすること。
3. 会社は、毎年多くの経験の浅い若い社員に操縦・操車の資格を取得させているが、操縦・操車の資格取得に関する会社の考え方を明らかにすること。
4. 会社は、大阪修繕車両所へ操縦、操車資格取得のため、同一時期に多くの若手社員を転入させている。そして修繕作業を半年ほど経験させた後に操縦の資格を取得させている。しかし、これでは本来の修繕作業の技術修得等も全く不十分な状態での操縦・操車の資格取得養成となっている。このことに対する会社の見解を明らかにされたい。
5. 会社は、作業分担で全ての作業において必ずしもA担当に車両技術主任を割り当てることなく作業を行わせている。大阪修繕車両所において作業を行う場合はA担当には必ず車両技術主任を指定すること。また、このことに対する会社の見解を明らかにすること。
6. 操縦・操車は、大変責任の重い重要な業務であり、現場における各種作業の経験と多くの実績を積むことは大変重要と考える。今後、操車・操縦の資格を取得させる場合は、最低でも2年間は修繕作業等に従事し作業を習熟した社員から資格を取得させること。